

高知県社会教育士ネットワーク設置要綱

高知県教育委員会事務局生涯学習課

(目的及び設置)

第1条 高知県の社会教育士が、社会の変化に応じた知識を習得し専門性を高めるとともに、本県の社会教育を一層推進し、地域の課題解決や地域コミュニティの基盤強化を図ることを目的に、社会教育士同士が市町村を越えて広域的に交流するための高知県社会教育士ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）を設置する。

(事業)

第2条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会教育士の継続的な学びのための有益な情報の提供に関すること。
- (2) 高知県教育委員会事務局生涯学習課（以下「県生涯学習課」という。）が実施する事業への協力依頼に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第3条 本ネットワークは、社会教育士であって第1条の目的に賛同し、本要綱を遵守する者によって組織する。

2 本ネットワークの会員資格を有する者は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 高知県内に在住する者
- (2) 勤務地又は主な活動拠点が高知県内にある者
- (3) 高知県内の受講で称号を取得した者

(会員登録及び退会等)

第4条 本ネットワークに参加を希望する者は、別に事務局が定める登録フォームにより、その旨を県生涯学習課に届け出るものとし、登録内容に変更が生じた場合及び退会する場合も同様とする。

(登録の抹消)

第5条 県生涯学習課は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めた場合には、会員登録を抹消するものとする。

- (1) 登録情報の誤り等により、県が発信した情報が不達となったとき。
- (2) 社会教育士の信用を傷つけるような行為、又はその品位を汚すような行為があったとき。
- (3) その他登録を継続することが不適当な事由があったとき。

(登録費用)

第6条 本ネットワークへの登録は、無料とする。

(個人情報の取扱い)

第7条 事務局は、本ネットワークの事業を行うに当たって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(免責事項)

第8条 会員が、次の各号に掲げる損害を受けた場合において、高知県教育委員会は、その一切の責任を負わないものとする。

- (1) 事務局が発信した情報に基づく判断、行動、その他誘発される結果によって発生した損害
- (2) 第5条によって発生した損害

(事務局)

第9条 県生涯学習課に事務局を置く。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、本ネットワークに関し必要な事項は、別に事務局が定める。

附則 この要綱は、令和8年7月28日から施行する。